

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護 利用契約書

契約当事者の表示

1. 利用者

氏 名

性 別 男・女

生年月日 明・大・昭 年 月 日

被保険者証番号

要介護状態区分 要支援 2・要介護 1・2・3・4・5

要介護認定の有効期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

被保険者証記載の特記事項

◎認知障害に関する診断

診断名

診断医師名

診断年月日

2. 利用者代理人

氏 名

(利用者との関係：)

3. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という）

事業者名 グループホーム くたみのもり

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号：4472700139

4. 事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業所、以下「認知症高齢者グループホーム」略して「グループホーム」という）

事業所名 グループホーム くたみのもり

利用開始日 令和 年 月 日

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって介護要望認知症対応画型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の10日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人）

- 1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと

- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する運営方針に賛同できること

第5条（介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し内容を説明します。

第6条（サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ①介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ②介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必

要な治療等が受けられるよう支援します。

- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条（利用料等の支払）

- 1 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、「重要事項説明書」とおりの利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月15日までに、前月の利用料等（居室の提供料（居室料）は含まない）及び居室の提供料（居室料）の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できると
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること

- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第 11 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代

理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

第 14 条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも 10 日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 16 条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第 17 条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人

等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第 19 条（身体の拘束等）

本事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、家族に同意を得て、行うものとする。

この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

第 20 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大分地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第 21 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

重要事項説明書

作成日 令和7年10月1日

1. 事業主体概要

- ・ **事業主体名** 社会医療法人社団 大久保病院
- ・ **代表者名** 理事長 大久保 彰子
- ・ **所在地** 大分県竹田市久住町大字栢木6026-2
- ・ **他の介護保険関連の事業**
介護老人保健施設「ヴァル・ド・グラスくじゅう」
くじゅう訪問看護ステーション
久住高原居宅介護支援センター
久住居宅介護支援センター
大久保病院 介護医療院
- ・ **他の介護保険以外の事業**
社会医療法人社団 大久保病院

2. ホームの概要

- ・ **ホーム名** くたみのもり
- ・ **ホームの管理者** 2号館 小野晴美
- ・ **開設年月日** 2号館 平成 15年 4月 1日
- ・ **保険事業者指定番号** 4472700139
- ・ **所在地** 大分県竹田市久住町大字栢木574-110
- ・ **電話** 0974(64)7550 **FAX** 0974(64)7551
- ・ **ホームの目的**

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

- ・ **ホームの運営方針**

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- ・ **交通の便**

JR 竹田駅より、竹田交通バスの久住経由長湯行きに乗車、バス停「小倉峠」下車し徒歩3分

- ・ **緊急対応方法**

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

- ・ **防犯防災設備、避難設備等の概要** 火災報知器、消火器設置、自動通報装置、自動消火装置

- ・ **損害賠償責任保険加入先** 全国老人保健施設協会共済会

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤	非常勤	保有資格	研修会受講等内容
ホーム長	1名				
計画作成担当者	1名	1名		介護支援専門員	
介護従事者	8名	8名	0名	准看護師 1名 介護福祉士 6名	

4. 勤務体制

昼間の体制

- ・ 各館 3 人 （うち 早出 7：30～16：00 1人、日勤 8：30～17：00 1人、
遅出 10：00～18：30 1人）

夜間の体制

- ・ 夜勤 各館 1 人 （16：45～9：00）

5. 利用状況

定 員 ・ 2号館 9人

6. ホーム利用にあたっての留意事項（別紙「入居のご案内」を参照ください。）

7. サービスおよび利用料等

・ 保険給付サービス

食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。

上記については包括的に提供され、下記の表による要支援・要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。

但し、入居後 30 日に限り、初期加算として下記金額に 1 日あたり 30 円加算されます。

・ 基本料金 1 日あたりの自己負担分

要支援 2	7 4 9 円
要介護 1	7 5 3 円
要介護 2	7 8 8 円
要介護 3	8 1 2 円
要介護 4	8 2 8 円
要介護 5	8 4 5 円

・ 医療連携体制加算

（Ⅰ）イ 57 円 （Ⅰ）ロ 47 円 （Ⅰ）ハ 37 円 （Ⅱ）5 円

・ 協力医療機関連携加算 （Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）40 円／月

・ 認知症専門ケア加算 （Ⅰ）3 円 （Ⅱ）4 円

・ 認知症チームケア推進加算 （Ⅰ）150 円／月 （Ⅱ）120 円／月

・ 入院時費用 246 円（月に 6 日間を限度とする）

・ 退去時相談援助加算 240 円（1 回を限度とする）

・ 退去時情報提供加算 250 円（1 回を限度）

・ 生活機能向上連携加算 （Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）200 円／月

・ 口腔衛生管理体制加算 30 円／月

・ 口腔・栄養スクリーニング加算 20 円／月（6 ヶ月に 1 回を限度とする）

- ・栄養管理体制加算 30円／月
- ・サービス提供体制加算 (Ⅰ) 22円 (Ⅱ) 18円 (Ⅲ) 6円
- ・科学的介護推進体制加算 40円／月
- ・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 10円／月 (Ⅱ) 5円／月
- ・新興感染症等施設療養費 240円／日 (月に1回、連続する5日間を限度とする)
- ・生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100円／月 (Ⅱ) 10円／月
- ・介護職員処遇改善加算 基本料金及び諸加算料金の
(Ⅰ) 18.6% (Ⅱ) 17.8% (Ⅲ) 15.5% (Ⅳ) 12.5%を加算
- ・身体拘束廃止未実施減算 基本料の10%減算 (体制が整わない場合に減算)
- ・業務継続計画実実施減算 基本料の3%減算 (体制が整わない場合に減算)
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 基本料の1%減算 (体制が整わない場合に減算)

・保険対象外サービス

別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。

料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

- ・ 居室の提供 (居室料) 1400円／日 (税別)
- ・ 食事の提供 1300円／日
- ・ 共益費 400円／日 (税別) (水道、光熱費、施設管理費他)
- ・ おむつ代 実費
- ・ 日用品費 実費

8. 協力医療機関

協力医療機関名 社会医療法人社団 大久保病院
診療科目、ベッド数等 内科、外科、整形外科、胃腸科、肛門科、泌尿器科、
リハビリテーション科 循環器科、麻酔科

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口 担当者氏名： 主任 小野 晴美

外部苦情申立て機関 (連絡先・電話番号)

機 関 名： 介護老人保健施設 ヴェアル・ド・グラスくじゅう内 (相談員)

(電話) 0974 (64) 7500 (FAX) 0974 (64) 7502

大分県国民健康保険団体連合会

(電話) 097 (534) 8470

竹田市役所

(電話) 0974 (63) 1111

個人情報提供について

1、 目 的

利用者が介護保健関連サービス及び受診を円滑に受けられるようにするために、介護保険関係関連サービス計画の作成の会議、サービスを提供する会議並びに介護保険事業者、介護支援専門員、医療機関、各市町村との連絡調整等において個人の情報を提供する。

2、 提供する事業者の範囲

グループホームくたみのもり

介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう

社会医療法人社団大久保病院

利用者が受診する医療機関

居宅サービス計画を作成する事業者・介護支援専門員

居住している市町村、関係する福祉事務所及び竹田市

3、 使用する期間

入居申込日から退所後3ヶ月まで

(入居しない・出来ない時は申込取消日、または他の施設に入所した10日後まで)

4、条 件

提供にあたっては、関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護 入居利用同意書

グループホームくたみのもりに入居利用するにあたり、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護契約書、及び重要事項説明書、個人情報提供について受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<説明者>

氏 名

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者代理人>

住 所

氏 名

グループホーム くたみのもり

管理者 殿

本契約書第3条の身元引受人】

氏 名

(続柄)

住 所

電話番号 (1)

(2)

本契約書第8条3項の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名

(続柄)

住 所

電話番号 (1)

(2)